

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査の評価に関する検討会の開催について(改定後)

1 目 的

「公共サービス改革基本方針」(平成19年10月26日 閣議決定)において、統計情報部所管の社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査について、平成20年度から公共サービス改革法の対象調査とされたことを受けて、上記3調査の民間開放の入札・契約の状況や業務実施状況等の検証、評価等を行うに当たり、具体的かつ専門的な知見を得るとともに、その検証や評価に関する検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) 公共サービス改革法に基づく実施要項策定に当たっての考え方、要件等の検討
- (2) 入札・契約の状況や業務実施状況等に係る検証や評価に関する検討 等

3 構 成 員

別紙のとおり

4 運 営 等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる事項等を含む事項を検討する場合には、非公開とする。
- (5) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (6) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は、統計情報部企画課において行う。
- (7) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

別 紙

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び
就労条件総合調査の評価に関する検討会

(50音順・敬称略)

今田 幸子 元(独)労働政策研究・研修機構統括研究員

西郷 浩 早稲田大学政治経済学術院教授

篠原 榮一 公認会計士

廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科・
特任教授